
[優秀賞]

Never give up!

青山玄 あおやま・げん 東京弁護士会(執筆時)、千葉県弁護士会)・66期

当番弁護の要請

2016(平成28)年11月16日午後3時頃、弁護士会より当番弁護の要請。「依頼者名は、X。50代のN国人男性。罪名は暴行。11月14日に現行犯逮捕され、F署で勾留中。現在、N国語の通訳はすべて出払っており、手配した通訳がF署に到着するのは午後7時半頃になる模様」。この要請を受けたとき、私は、どういう方針で弁護活動をしていこうかなどということは頭に浮かばず、帰宅時間が遅くなりそうだなということくらいしか考えなかった。当時、弁護士3年目。人並に刑事事件を経験し、新人の時のような緊張感はすっかり失われていた。また、暴行で現行犯逮捕されて、まさか否認事件はないだろうと思っていた。

初回接見

そのような予断を抱えつつ、午後7時半に通訳とF署で落ち合い、Xとの初回接見に臨んだ。話してみると、Xは来日してから30年も経つ永住者で、日本語でのコミュニケーションにまったく支障がないことがわかり、以降、他県からわざわざ駆けつけてくれた通訳を介さず、直接やり取りした。弁護人の地位の説明、守秘義務の説明と型どおりに話を進め、いよいよXに事件の経緯について質問をした。「私、殴ってなんかいいです。怪我なんかさせてないです」。Xからの回答は、予断を大きく裏切るものであった。目が覚める思いで、本件の詳細を聞くと、Xの説明は大要次のとおりであった。

事件当日の11月14日、夜勤の仕事を終えたXは、まっすぐ自宅には帰らず、友人宅に行き、そこで酒を飲んだ。2時間くらい友人宅に滞在した後、Xは、自転車に乗って自宅に向かった。事件は、その帰路で起きた。Xが運転する自転車がコンビニの駐車場に差し掛かったところ、Xの自転車と方向転換のためバックしてきたYの自動車(以下「Y車」)が衝突しそうになった。Xは、Yが後方をよく確認しないままバックしたために衝突しそうになったと考え、Yの運転の仕方を注意しようと思った。Xは、自転車でY車を追いかけて、コンビニの駐車場の出口付近で停車したY車に追いつき、同車の助手席側のサイドミラーを右手で3回ほど叩いた。すると、YがY車から出てきた。Xも自転車から降りて、Y車の運転席側に回り、Yと対峙した。この時、Xは、Yの左目あたりがこぶになっていることに気がついた。Xたちは口論になり、ほどなくYが警察を呼ぶと言い出し、携帯電話を取り出して110番通報をした。続けて、YはY車のドアを開け、同車に乗り込み、何やら操作を始めた。Xは、Yが逃げようとしているのではないかと考え、Y車の運転席に近づいて、手を伸ばし、キーを引き抜こうとした。すると、YがXの胸ぐら付近を掴んできたため、2人はY車の中でもみ合いになった。もみ合いの最中も110番は繋がったままだったが、Yは電話対応した警察官に「今自分が殴られている」などと嘘を言い出した。Xもその場で「殴っていない」と反論したが、結局信じてもらえなかった。その後、Xは、Yによって地面に投げつけられ、取り押さえられてしまった。

Xが事件当時お酒を飲んでいて、Yの左目付近にこぶがあること、もみ合いになった事実はあることなど気になる点は多々あったが、Xの説明は具体的かつ合理的で、話す態度からしても嘘を言うようには思えなかった。また、目撃者はおらず、他に客観的な証拠もない様子であったことから、このままXが(虚偽の)自白さえしなければ、嫌疑不十分で釈放になる可能性は十分にあるように思われた。私は、捜査官の質問に答える義務がないこと、調書に署名をしてはいけないことなどをXにアドバイスし、この時点で接見開始から2時間近く経過していたこと

から、初回接見を切り上げようとした。すると、Xが「ちょっと」と言って、私を呼び止めた。「実は、先日私の妻が流産し、17日から手術のために入院することになっています。妻もN国人ですが、私と違い、日本語はあまりしゃべれません。入院手続きを妻1人で行うことができないので、早くここから出してください」。そこで、方針を変更し、まずは勾留に対する準抗告を翌日までに行い、Xの早期身柄解放を目指すことになった。

身柄解放を目指して(第1ラウンド)

1 勾留決定に対する準抗告

17日の身柄解放を目指すには、当然17日までに身元引受書等のすべての準備を整えなければならない。Xの妻の身元引受書がほしいところだが、17日は通訳が差し支えだったため、16日中に確保しなければならなかった。そこで、通訳に無理を言って、X宅まで同行してもらうことにした。午後10時ころ、X宅に着。呼び鈴を押すと、Xの妻はおらず、若いN国人男性が出てきた。妻以外に同居人がいるということは知らされていなかったもので、驚いてこの男性に事情を聞くと、彼はXの甥であるとのことだった。さらに、Xの妻について聞くと、Xの妻はXが帰宅しないことから自分の判断で他県にいる知り合いの所に身を寄せ、そこで手術を受けるとのことであった。とりあえず手術は受けられそうだということを知り、一安心した。ただ、身柄解放する主たる動機はXの妻に手術を受けさせることであったが、Xが仕事先のことや家賃等の支払いのことも気にかけていたことから、難しいとは思いつつも、準抗告の申立ては行うことにした。

私は、甥に身元引受書を書いてもらい、事務所に戻って、準抗告の申立書を起案した。申立書の主な内容は、①XはYの連絡先等を知らないで威迫等の虞がないこと、②証拠がすでに捜査側の管理下にあると考えられること、③外国人とはいえ来日してから30年経過しており、N国に帰国する意思がないこと、④甥が身元引受人になること、⑤Xの妻が流産直後であること、⑥勾留が続けば解雇になる虞があることなどである。午後11時ころに申立書が完成し、午後12時に裁判所に提出した。ただ、否認事件であ

るうえ、勾留の必要性がないことの事情が十分でないように思われ、正直厳しいと思っていた。結果は予想どおりの準抗告棄却であった。

2 勾留延長決定に対する準抗告

その後、Xの許可を得て、Xの勤め先に事情を説明したところ、幸いなことに理解を得られ、無事雇用が維持されることになった。そのうえ、Xが勤め先で重要な立場におり、このまま勾留が続けば、勤め先の業務に支障が出る旨の証言を得ることができた。さらに、幸運は続いた。21日にXの妻が退院し、私に電話をかけてきたのである。ただ、Xの妻はほとんど日本語がしゃべれず、通訳を呼ぶ時間的余裕もなかった。怪しげな日本語交じりの英語を駆使して、何とかXの妻にF署まで来てもらい、接見室でXに通訳してもらってコミュニケーションをとった。ここで、ようやくXの妻の身元引受書を得ることができ、勾留延長決定に対する準抗告の申立てを行う態勢が整った。

11月24日、予想通り検察官は勾留延長を請求し、私も意見書を提出するなどして抵抗したが、勾留延長が認められてしまった。しかし、否認事件とはいえ、捜査すべき事項は多くなく、真面目に捜査をしていればとくに捜査は完了しているはずである。仮に捜査すべき事項が残っていたとしても、Xの身柄を拘束し続ける必要はまったくない。私は、前記申立書の内容に、⑦Xが勤め先で重要な立場におり、このまま勾留が続けば勤め先の業務に支障が出ること、⑧Xの妻が身元引受人になったことなどの事情を加えた申立書を作成し、裁判所に提出した。さらに、担当裁判官と電話面談を行い、事件の内容からして必要な捜査は完了しているはずであること、Xに帰国する意思がないこと(Xは勾留中も妻を介して家賃を支払っている)、Xの妻が置かれている過酷な状況などを詳しく説明した。

3 身柄解放

その結果、ついに準抗告が認容され、Xは釈放された。釈放され家に戻ったときのXと妻の安堵の表情は生涯忘れられないであろう。また、極限ともいえる状況で、私の言葉を信じて協力してくれたXの妻には本当に頭が下がる思いであった。

無罪を目指して(第2ラウンド)

1 公判準備

2017(平成29)年2月28日、Xは、「平成28年11月14日午前8時40分頃、Y車内でYを拳骨で数回殴打してYの左目付近に傷害(こぶ)を負わせた」として傷害罪で起訴された。私は、Xの国選弁護人に選任され、Xの無実を争うことになった。これが初めての否認事件の公判弁護である。私は、すぐに証拠の閲覧謄写を行った。開示された証拠は、①～②Y供述調書、③Y再現捜査報告書(Yが犯行再現した様子を写真撮影したもの)、④Y容姿等写真撮影報告書、⑤～⑥診断書等、⑦～⑧現場の実況見分調書等、⑨～⑩防犯カメラの解析結果報告書、⑪酒気帯び鑑識カードであった。まず、⑨～⑩を検討したが、防犯カメラには、Y車内でXとYがもみ合いになっている様子は写っているものの、XがYを殴打している様子は写っていない(XがY車外でYを殴打していないことは明らか。Y車内の様子はY車が影になって判然としない)。④～⑥は、事件当日にYの左目付近にこぶがあったという証拠に過ぎない。したがって、主たる争点は、Y供述の信用性と考えた。

2 Y供述の変遷(第1の柱)

①～③を検討すると、Y供述が変遷していることがわかった。すなわち、①～②はそれぞれ11月25日と翌年2月27日に作成されたものであるが、その供述内容は、(a)口論になる→(b)XにY車内に押し込められる→(c)Y車内でXに顔面を殴打されるというものであった。ところが、③が作成されたのは事件から2日後の11月18日であるが、その際のY供述の内容は、(ア)口論になる→(イ)Y車外でXに胸ぐらを掴まれる→(ウ)Y車外でXに顔面を殴打される→(エ)XにY車内に押し込められる→(オ)Y車内でもXに顔面を殴打されるというものであった。疑問に思っ、被害届と事件当日のY供述調書を任意開示で取り寄せてみると、やはり、Yは事件当日も前記(ア)～(オ)と供述していたことがわかった(図表1参照)。①～②では、前記(イ)→(ウ)の過程がなくなっているが、その変遷の理由は①の中でこう語られていた。

先ほど検察官に、コンビニ店の防犯カメラ映像を

見せてもらいましたが、最初の頃にXと車の外で向かい合っていたとき、Xの手が私の顔に伸びてきて殴っている様子がわかりませんでしたので、もしかしたら、その後、Xに車の中で突き飛ばされたりしたあとに、Xに殴られていたことと思い違いをしていたのかもしれませんが。

この理由が不合理であることは論をまたないであろう。事件直後に、しかも犯行再現まで行ったのに、その時の供述が「思い違い」だったとしているのである。そもそも、車外で殴られるのと車内で殴られるのとでは状況が大きく異なり、「思い違い」など生じる余地はない。私は、この供述の変遷について、次のケースセオリーを立てた。

Yは自身の運転に問題がないのにXから文句を言われたことに腹を立て、Xから殴られたことにして、Xに罪を被せようと考えた。Yは、Y車外で殴られ、Y車内でも殴られたと被害申告し、その旨の犯行再現まで行った。ところが、後日防犯カメラの映像があることがわかり、Y車外で殴られた事実がないことが明らかになってしまった。嘘が露顕してしまうと考えたYは、Y車外で殴られたことについては「思い違い」などと言って撤回する一方で、Y車内で殴られたとの証言については、防犯カメラの映像ではY車内の様子が判然としないことを奇貨として、維持することにした。

この供述の変遷を、Y供述の信用性弾劾の第1の柱とした。

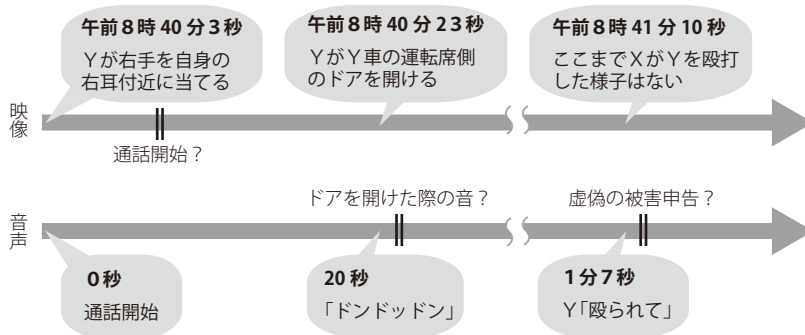
図表1 Y供述の変遷

<p>11月16日(事件当日)～11月18日のY供述 (ア)口論になる→(イ)Y車外でXに胸ぐらを掴まれる→(ウ)Y車外でXに顔面を殴打される→(エ)XにY車内に押し込められる→(オ)Y車内でもXに顔面を殴打される</p>
<p>11月25日～のY供述 (a)口論になる→(b)XにY車内に押し込められる→(c)Y車内でXに顔面を殴打される</p>

3 虚偽の被告申告(第2の柱)

上述のように、Yはもみ合いの最中も110番を繋げたままにして、電話対応した警察官に「今自分が殴られている」などと被害申告したが、前記ケースセオリーによれば、この被害申告も嘘ということになる。そこで、任意開示で防犯カメラの映像(以下「映像」と)110番通報の音声データ(以下「音声」)を取り寄せ、検証することにした。仮に映像上明らかにXがYを殴打していない時点で、Yが被害申告している音声があれば、Yが虚偽の被害申告をしたことを立証できるからである。しかし、それには映像と音声を秒単位で1つに統合する必要があるが、困難を極めた。映像には秒単位で時刻が記録されているが、音声については通話開始時刻が「午前8時40分」であるということしか明らかにされなかったからだ。そこで、映像と音声を何回も再生し、検証した。その結果、次のことがわかった。すなわち、映像は画質が荒くわかりづらいものであったが、「午前8時40分3秒」にYが右手を自身の右耳付近に当てている様子が写っていた。これはYが携帯電話で110番通報をしたときの動作ではないかと思い、映像を進めていくと、「午前8時40分23秒」にYがY車の運転席のドアを開けている様子が写っていた。他方で、音声を再生すると、通話開始から20秒後に「ドンドドン」という物音が録音されていることがわかった。以上から、Yが110番通報をしたのは「午前8時40分3秒」であり、前記物音はYがY車の運転席のドアを開けた際の音ではないかと推測された。そこで、「午前8時40分3秒」で映像と音声を同時再生すると、動作と音声とが合致していることがわかり、ここに映像と音声の統合に成功したのである。そして、統合した動画を確認したところ、明らかにXがYを殴打していない時点である「午前8時41分10秒」に、Yが「殴られて」と被害申告していたことがわかった(図表2参照)。しかし、手放しに喜ぶことはできなかった。たしかに「殴られて」の対象がY自身であれば虚偽の被害申告ということになるが、文脈上「殴られて」の対象はY車とも考えられたからである(XはY車のサイドミラーを叩いている)。そこで、統合した動画は、Y供述の信用性弾劾の第2の柱としつつ、Yに「殴られて」の対象はY自身であると証言させてから、証拠として出すことにした。

図表2 映像と音声との対照



4 傷害結果との不整合(第3の柱)

最後に、Xの殴打により生じたとするYの左目付近のこぶに注目してみた。こぶができたということは相当の強度の打撃が加えられたことを意味するが、それにしてはYの左目付近に発赤や出血がないように思われたからである。また、こぶ自体も親指程度の大きさにすぎず、拳骨で殴打されたことによりできたこぶにしては小さいように思われた。そこで、Xが拳骨でYの左目付近を殴打した場合、より広範囲に発赤や出血などの影響が生じることを明らかにするため、再現実験を行うことにした。具体的な方法は、マネキンの頭部にインクを付けたXの拳骨を当てがい、そのインクの痕の大きさを計測するというものである。その結果、Xが拳骨で人の左目付近を殴打した場合、少なくとも人の眼窩の大きさ以上の広範囲にわたり影響が出ることがわかった。私は、この再現実験の様子を報告書の形でまとめ、Y供述の信用性弾劾の第3の柱とした。なお、この報告書についても、証人尋問でYに存分にXの「凶暴さ」を証言してもらった後に出した方が効果的であると考え、Yの証人尋問後に証拠として提出することにした。

5 公判

2度の任意開示ですでに必要と思われる証拠は取得できたと考えたことから公判前整理手続までは求めず、そのまま公判に移行した。そして、2017年6月6日に第1回公判が開かれ、その場で改めてXは無罪である旨の意見を述べた。

証人尋問は、110番通報で駆けつけた警察官とYに対して行われた。私にとって、刑事事件で反対尋問をするのはこれが初めてであったことから、事前に『実践！ 刑事証人尋問技術——事例から学ぶ尋

問のダイヤモンドルール』(現代人文社、2009年)で学習し、実践した。特にYへの反対尋問では、前記ケース・セオリーを裏付ける証言を引き出すことを強く意識した。その結果、Yは各調書に内容に誤りがないとして署名押印したこと、それにもかかわらず各調書の供述内容が変遷していること、Yは前記①Y供述調書作成時(11月25日)に初めて映像を見たこと、Yが供述を変遷させた理由は映像を見るまでの自身の供述内容と映像とに齟齬があったからというものであったこと、Yは事件当時Xに対し腹を立てていたことなど獲得目標としていた証言はすべて引き出すことができたように思う。また、前記「殴られて」の対象についての質問に対するYの回答は、検察官の主尋問でも、私の反対尋問でも、裁判官の2度にわたる補充尋問でも(暗にY車と証言するよう誘導するものであった)、Y自身であった。これにより、無事第2の柱も立てることができた。そして、当初の予定どおり、統合した動画と前記報告書について証拠請求をしたところ、検察官から特に異議がなかったことから、いずれも採用された。

弁論は、3本の柱を基に、Yの被害申告が虚偽であることを論じた。他方で、論告は、被害申告している音声があること、被害申告とおりYの左目付近にこぶがあること等を根拠にY供述は信用できるというものであり、まったく説得力がないように思われた。正直、無罪になると思った。

6 不当判決

ところが、判決は、懲役10月執行猶予3年(求刑懲役1年4月)であった(千葉地判平29・12・26)。第1の柱は「相当興奮していたと考えられるYが、Xから殴られた場所を勘違いしたり、暴行を受けた被

被害者の心理として、多少過剰に被害を申告したりした可能性も十分に考えられる」との理由で排斥され、第2の柱は前記「殴られて」の対象が(YがY自身と証言しているにもかかわらず)Y車であるとの独自の解釈により排斥され、第3の柱は検討すらされなかった。Yには虚偽の被害申告をする「能力があったとも言い難い」とまで言い放った。論理の飛躍が甚だしく、論告の不十分さを裁判官が無理矢理想像で補っているようにさえ思われた。なぜ、そうまでしてXを罰しなければならぬのだろうか？ 刑事裁判の闇を見た思いである。ただ、情状弁護がないのに減刑しているあたり、裁判官の自信のなさがうかがえた。

逆転無罪を目指して(第3ラウンド)

1 控訴審

Xは控訴し、Xの強い希望で、私が控訴審の弁護人も務めることになった。控訴趣意書では、弁論の内容に加え、Yは電話対応した警察官に冷静に被害申告をしており、殴られた場所を勘違いするほど興奮状態ではなかったこと、Y車外の暴行が「過剰に被害を申告した」ものでY車内の暴行がそうでない根拠が不明であること、Yは証人尋問で4回も音声を聞かされたうえで質問されており、「殴られて」の意味を理解できなかったはずがないこと等を述べ、原判決を批判した。その後、検察官から詳細な答弁書が提出されたため、さらにそれに再反論する形で、Yは原审の裁判官から暗に「殴られて」の対象がY車であると証言するように誘導されたにもかかわらずY自身と証言したのだから、「殴られて」の対象はY自身であると解するほかないこと、Yが暴行を受けた場所について見間違いをしたということはありません、Y車外で暴行を受けたという事実もY車内で暴行を受けたという事実と同じく日常体験しない衝撃的な出来事であるから記憶違いということもありえないこと、Yは自ら110番通報をしたのであり、検察官が主張するように、仕事に向かう途中であったYが虚偽供述をしてまで捜査協力の必要な刑事事件化を望むことはありえないとはいえないこと等を記載した主張補充書面を作成し、提出した。他方で、その他事実の取調べ請求等の特別な弁護活動は行っていない。

2 逆転無罪

判決は、「原判決を破棄する、被告人は無罪」であった(東京高判平30・7・4)。理由の中で、当方の主張どおり、Yの被害申告は虚偽と認定され、原判決は不合理と断じられた。また、Yの左目付近のこぶも、発赤や出血がないことを理由に、Xから「殴られたことで生じたこぶであるとみることに合理的な疑い」がある認定とされた。やはり1審で無罪となるべき案件だったのである。こうして1年半にわたる闘いはあっけなく、しかし最高の形で幕を下ろした。

結びに代えて

以上のとおり、結果だけ見れば、大きな成果を挙げることができたが、勾留決定に対する準抗告は棄却され、一審では有罪判決になっていることからわかるように、私の弁護活動にはまだまだ改善の余地があると思っている。それでも、本稿を投稿したのは、本稿を読んで「自分ならこうする！」と思っていただける方が1人でもいれば、大げさに言えば、それだけ我が国の刑事弁護の質が向上したことになり、もしかしたらそれで救われる人がいるかもしれないと思ったからだ。捜査弁護から公判弁護までありのまま書いたのは、まさにその趣旨である。また、これは刑事弁護に限ったことではないが、本稿でこれだけはお伝えしたい。

「絶対に諦めるな！」

最後に、弁護活動は私1人で行ったが、その拠所は法科大学院や修習で学んだことであつたことは言うまでもない。教員、教官、修習先の皆様に感謝申し上げる。また、私の思いつきに一つつき合ってくれた事務員さんほか前事務所の皆様、今はそれぞれの道を歩むことになった妹弁護士、いつも私に刺激を与えてくれる友人達、法曹としてのあり方を示していただいた先輩方、そして日ごろの活動を支えてくれている家族にも感謝したい。

